

付9 労働力調査の平成21年における変更点

1 法律改正による変更

平成21年4月に全部改正された統計法が施行されたことに伴い、労働力調査は基幹統計調査として実施している。なお、関係する書類においては、表記を「指定統計調査」から「基幹統計調査」へ統一的に変更した。

2 結果表に関する改正・整備

労働力調査結果表について、より分かりやすい表現にするとともに、人口構造の変化を踏まえた分析に資するため、平成21年1月分結果から、結果表を改正・整備した。

(1) 用語の整備

【世帯に関する用語】

他の統計との比較・整合の観点から、以下のとおり用語を改正した。

<世帯の種類>

[改正前]		[改正後]
{ 2人以上の一般世帯 単身世帯	⇒	{ 2人以上の世帯 単身世帯

<世帯特性>

[改正前]		[改正後]
{ 勤労者世帯 一般世帯	⇒	{ 勤労者世帯 勤労者以外の世帯

<世帯の家族類型>

[改正前]		[改正後]
{ 夫婦のみの世帯 夫婦と子供から成る世帯 片親と子供から成る世帯 夫婦と親から成る世帯 夫婦、子供と親から成る世帯 その他の世帯	⇒	{ 夫婦のみの世帯 夫婦と子供から成る世帯 ひとり親と子供から成る世帯 夫婦と親から成る世帯 夫婦、子供と親から成る世帯 その他の世帯

<世帯の家族類型（詳細集計）>

[改正前]		[改正後]
典型的な一般世帯 (以下の世帯を合わせたもの)	⇒	夫婦のいる世帯 (以下の世帯を合わせたもの)
{ 夫婦のみの世帯 夫婦と子供から成る世帯 夫婦と親から成る世帯 夫婦、子供と親から成る世帯		{ 夫婦のみの世帯 夫婦と子供から成る世帯 夫婦と親から成る世帯 夫婦、子供と親から成る世帯

【地域名称】

地域別結果（10 地域）における地域の範囲を明確に示すため、以下のとおり地域名称を改正した（地域を構成する県は、従来と変更なし）。

[改正前] [改正後]
九州 ➡ 九州・沖縄

(2) 新たな指標の追加

我が国では、少子高齢化が進む中、労働力調査の対象となる 15 歳以上の人口が減少局面に入るなど、今後、人口構造に大きな変化が見込まれる。このため、労働力調査の結果については、15 歳以上全体の指標だけでなく、「生産年齢人口」と呼ばれる 15～64 歳の指標も併せて見ていくことが重要と考えられる。また、人口の減少は就業者数の動向にも影響するため、就業者数の増減のほかに、就業率（人口に占める就業者の割合）にも着目する必要がある。

このような観点から、詳細な分類項目別の結果表について、以下の指標を加えた。

- 就業率
- 15～64 歳の数値

(3) 平均週間就業時間の算出方法の改正

基本集計（第 14-2 表）において、平均週間就業時間の算出方法を他の結果表と整合させるため、以下のとおり改正した。

[改正前] 平均週間就業時間＝延週間就業時間／従業者総数

↓

[改正後] 平均週間就業時間＝延週間就業時間／（従業者総数－就業時間不詳の者の数）

(4) 産業分類改定

産業別結果について、新産業分類（日本標準産業分類第 12 回改定に基づく。）による結果を表章（「付 8 産業・職業分類表」参照）。なお、改定の概要については、「付 10 労働力調査の結果表章における産業分類の改定について」を参照

3 調査票の記入のしかた

(1) 基礎調査票

	変更後	変更前
平成 21 年 2 月	第 1 面【冒頭分の文言変更】 報告の義務，調査に携わる者の守秘義務などが定められています。	申告の義務，調査に携わる者の守秘義務，調査票の統計目的以外への使用禁止などが定められています。
平成 21 年 2 月	第 3 面【「従業上の地位」の説明に下線追加】 ●「自家営業の手伝い」とは，自営業主の家族で，その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。 <u>給料・賃金をもらっている場合は，家族であっても，「雇われている人」とします。</u>	●「自家営業の手伝い」とは，自営業主の家族で，その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。給料・賃金をもらっている場合は，家族であっても，「雇われている人」とします。

(2) 特定調査票

	変更後	変更前
平成 21 年 2 月	第 1 面【冒頭分の文言変更】 報告の義務，調査に携わる者の守秘義務などが定められています。	申告の義務，調査に携わる者の守秘義務，調査票の統計目的以外への使用禁止などが定められています。